

**「愛知県嚴重警戒措置」の実施に伴う「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(7/12～8/11 実施分)」の実施概要について**

愛知県は、「愛知県嚴重警戒措置」の実施に伴い、7月12日(月)から8月11日(水)までを対象期間とする「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(7/12～8/11 実施分)」を以下のとおり交付しますので、お知らせします。

**1 趣旨**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮等\*を実施した事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】(7/12～8/11 実施分)」を交付します。

\*営業時間短縮等には感染防止対策のため終日休業した場合も含む。

**2 要請内容・対象期間・支給額等(予定)**

対象エリア	愛知県全域
対象期間	2021年7月12日(月)から8月11日(水)まで【31日間】
対象事業者	県内の営業時間短縮要請を受けた飲食店等を運営する事業者(大企業も含む) ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要
営業時間の短縮	午前5時～午後9時
主な要件	○業種別ガイドラインを遵守 ○県の「ニューあいちスタンダード(あいスタ)」の認証を受け、認証ステッカーを掲示 又は 県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ○カラオケ設備の利用自粛(カラオケボックスを除く)
交付額(1店舗1日あたり)	○中小企業※1 売上高に応じて2.5万円～7.5万円 ○大企業 売上高減少額の4割(最大20万円※2)

※1 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万円)を選択することも可能

※2 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額

### 3 申請受付の方法・期間

申請方法・期間については、現在調整中です。決定次第、愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト等でお知らせします。

### 4 申請に必要な書類（予定）

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 営業活動を行っていることが分かる書類
  - ・飲食店営業許可書（証）又は喫茶店営業許可書（証）の写し
  - ・店舗の内観・外観の写真
- (4) 営業時間短縮等の状況が分かる書類
  - ・営業時間短縮、カラオケ設備の利用自粛等を知らせるホームページの画面の写し、貼紙やチラシの写真
- (5) 総売上高・店舗別飲食事業売上高が分かる書類
  - ・確定申告書の写し
  - ・売上帳等の帳簿の写し（店舗ごとの飲食事業の月別売上高が分かるもの）
- (6) 本人確認書類
  - ・運転免許証、健康保険証、その他公的機関が発行した証明書等の写し
- (7) 振込先口座が分かる書類 など

### 5 問合せ先

営業時間短縮要請、「愛知県感染防止対策協力金【営業時間短縮要請枠】（7/12～8/11 実施分）」等については、県民相談総合窓口（コールセンター）までお問合せください。

電話番号：052-954-7453

開設時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を含む毎日）

#### [参考情報]

○飲食店を県が認証する制度「ニューあいちスタンダード」については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://newaista-ninsho.jp/>

【あいスタ認証コールセンター 052-977-3655（10時～17時、土日祝）】

○新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」（PRステッカー・ポスターの取得方法等）については、以下のWebサイトを御覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

○業種別のガイドラインについては、以下の内閣府Webサイトを御覧ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>